

新潟県条例第44号

新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p><u>(1)の3 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第4条に規定する記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>を収集してはならない。ただし、<u>要配慮個人情報</u>の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 実施機関は、<u>思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</u>を収集してはならない。ただし、<u>当該個人情報</u>の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 新潟県個人情報保護条例第2条第2号に掲げる実施機関は、この条例の施行前においても、改正後の第8条第2項第3号に掲げる場合に該当するかどうかについて、新潟県個人情報保護審査会の意見を聴くことができる。